

教務内規の改定について

平成 23 年 12 月 22 日

《 改 定 》

兵庫県立姫路南高等学校教務規定（公認欠席）

第 24 条 次の各項について、所定の手続きをした者は、その時間の授業に出席したものと見なす。

- (6) 姫路市以外に居住する生徒について、その居住する地域・市町に暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが発令されている場合（本校が休校となっていないとき）

兵庫県立姫路南高等学校教務規定細則

第 12 条 登校日の午前 6 時以降に、姫路市に暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが発令されている場合、生徒は自宅待機とし、午前 10 時の時点で警報が発令中であれば臨時休校とする。

2 午前 10 時まで解除された場合の対応

- (1) 通常授業の場合は下記の時間をめどに授業を開始する。

警報が解除された時間	授業開始時間
午前 6 時～8 時	3 時間目
午前 8 時～10 時	5 時間目

- (2) 定期考査中の場合は 5 時間目から定期考査を行う。

3 定期考査中に臨時休校になった場合、その日の試験は定期考査の最終日以降に改めて行い、考査日程の順延はしない。

- 4 姫路市以外に居住する生徒について、登校日の午前 6 時以降に、姫路市に上記の警報のいずれもが発令されておらず、かつ、その居住する地域・市町に上記の警報のいずれかが発令されている場合、当該生徒は自宅待機とし、公認欠席で取り扱う。
なお、午前 10 時まで警報が解除された場合には、安全に気をつけて登校すること。